



MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

日韓会談における請求権問題の未解決点に  
ついて

40.1.18

大蔵省理財局

1 請求権問題討議の経緯

平和条約第4条(a)項に基づく日韓特別取極めの対象となる請求  
権として、韓国側は、

(イ) 日韓併合以来日本に搬出された朝鮮銀行の地金銀の返還か  
ら被徴用韓国人に対する未払給与の支給にいたる広汎な一般  
請求権

(ロ) 終戦時朝鮮に船籍のあつたすべての船舶および朝鮮水域に  
所在していたすべての日本籍船舶の返還を求める船舶請求権

(ハ) 戦前から日本に搬出された韓国文化財の返還を求める文化  
財請求権

を主張し、これに対し日本側は、当初

(イ) 終戦により朝鮮に残置された日本財産の返還請求権

(ロ) 李ライン立入り等の理由により拿捕された漁船に関する請  
求権

(ハ) 戦後SCAP指令により韓国に貸与した国有船舶に関する  
請求権等

を主張して討議が行われたが、日本側主張(イ)の朝鮮に残置した

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

日本財産に関する請求権については、昭和32年12月「軍令33号の効力についての米国解釈」を基礎として日本側は請求権の主張を撤回したので、事後は主として韓国側の主張する一般請求権について法律的根拠及び事実確認の検討が重ねられて来た。

韓国の主張する対日一般請求権は次の8項目（参考資料）よりなっている。

- (1) 日本へ搬出した地金銀に対する返還請求
- (2) 日本政府の朝鮮総督府に対する債務の弁済請求

（主として旧通信局の郵便貯金等資金の運用部予託分に関するもの、その他戦後における日本人の貯金引出等に関するもの）

- (3) 韓国から振替又は送金された金員の返還請求
- (4) 韓国法人の在日財産の返還請求
- (5) 韓国人の対日本人及び対日本政府請求

（日本有価証券、被徴用者補償金、恩給等）

- (6) 韓国人の権利行使の原則

（韓国人の(1)～(5)に含まれない請求権は会談成立後も個別的に行使できること）

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(7) 諸果実の請求

(8) 処理に関する手続規定（処理期限を6ヶ月以内とする）

上記8項目の内容については、未だ韓国側によつて十分説明がなされないものもあり、その請求総額も明確ではないが、  
龐大な額に及ぶことは明かであつた。

これに対し、日本側は36年11月の池田、朴会談において確認された線に従い、韓国側請求につきその法的根拠及び  
事実関係の究明に努めて来たが、わが方の主張する立場に立  
つて承認しうるものは極めて少額に過ぎないものであつた。  
このような両者の懸隔は、法的根拠に対する見解の相違から  
生来するところが大きい。同時に時日の経過、終戦時の混  
乱、朝鮮動乱等により事実確認が不可能なものが多いことも  
明かとなつた。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

2 請求権問題解決に関する大平、金了解

37年3月小坂、崔会談が行われたが、両者の懸隔が甚だしいことが確認されたのみに終った。

その後請求権問題で日本側が譲歩しなければ、日韓交渉は一步も進まないと判断されるにいたり、請求権問題の政治的解決を図るため日本より経済協力を供与することが検討され始め37年11月の大平、金会談において、次のような大筋の合意（いわゆる大平、金了解）がなされるにいたった。

（了解事項の内容）

① わが国は韓国に対し次のような経済協力を供与することとする。

(イ) 無償経済協力 （総額3億ドルとし、毎年3千万ドルずつを10年間にわたり供与する。  
ただし、わが国の財政事情によつてはくり上げ実施することができる。）

(ロ) 有償経済協力 （総額2億ドルとし、10年間にわたり海外経済協力基金により供与する。  
条件は年利3.5%、償還期限20年程度、うち据置期間7年程度とする。）

(ハ) 以上のほか相当多額の通常の民間信用供与が期待される。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

② 上記無償有償の経済協力の供与の随伴的な結果として、平和条約第4条に基づく請求権の問題も同時に最終的に解決し、も早や存在しなくなることが日韓間で確認される。

(なお、上記のほか韓国側は貿易上の債務4573万ドル(オープン勘定のこげ付き債務)を一定期間内に償還することが了解されている。)

しかしながら、この大平、金了解については、後日確認のためそれぞれの書簡(参考資料)が交された結果両者の見解は必ずしも一致していない(後述)ことが明らかになっている。

この大平、金了解があつた後は遅れていた漁業等他の諸懸案の討議が進められ、請求権問題については討議が行われず、未解決点に関する調整はされていないが、わが方としては他の諸懸案解決後行わるべき請求権問題討議の再開にあたつては、当方の主張を韓国に納得させることを予定していた。

一方、漁業問題は赤城、元会談により進められたが、双方の見解対立のまま韓国の政情不安により中断され、従つて請求権問題もそのままとなつている。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

3 今後の問題点

請求権問題を最終的に解決するためには、今後なお次のような重要かつ困難な諸問題が残されている。

(1) 韓国側請求権の全面的消滅の確保

わが方は、請求権問題を完全かつ最終的に解決するため経済協力を供与するのであるから、韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保する必要がある。

しかるに韓国側は、大平、金了解後においても金書簡や、予備会談の席上等において、経済協力の供与によつて消滅するのは一般請求権のみであつて、それ以外の船舶請求権（注）及び文化財請求権は別途請求する趣旨の主張を有しているようであり、また、韓国国民の個別な権利行使の放棄に関する見解は必ずしも明かでない。

（注） 終戦当時朝鮮に船籍のあつた全ての船舶及び朝鮮水域に所在していた全ての日本船舶——韓国側の主張合計 716 隻 151 千トン——に対する請求権

(2) わが方の主張すべき請求権の確保

わが方は、韓国側の対日請求権の全面放棄に対応して経済協力を供与するのであり、平和条約 4 条 b 項（米軍令 33

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

号等による在韓日本財産の処分の効力を認めた条項)によつて主張しえない請求権以外の日本側請求権は本来韓国側と請求権の相互放棄を行なうべき立場にはないから、すべてあくまで主張すべきである。

もしわが方が法律的理由がないに拘らずこれらの請求権を放棄するときは、実質的には韓国に対する追加支払を請求権放棄の形で行なう結果となり、国内的には損失補償等困難な問題を惹起し、さらには今後の中国等との特別取極の際わが国の立場を不利にすることとなる。

わが方の主張すべき請求権としては次のものがある。

- ① だ捕漁船請求権 (李ライン立入り等の理由で韓国側にだ捕された日本漁船に関する請求権。

わが政府は、漁業問題の一環として処理する方針のもとに昨年の農相会談においても韓国側に対し支払要求を行なっている。

昭和22年から現在までのだ捕総数326、うち沈没3、未帰還182)

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

② 国有船舶請求権 (韓国に貸与中の5隻の国有船舶一  
計10,398トンーに関する請求権)

③ 38度線以北の (38度線以北軍事境界線までの地  
在韓日本財産に 域に所在する日本財産については、  
関する請求権 米軍令33号による処分の効力は及  
んでいないからわが方は、請求権を  
有する。)

(3) 大平、金了解自体についても次のような未合意点が残さ  
れている。

① 解決の対象となる請求権の範囲 (1)で説明のとおり。)

②  $\frac{0}{A}$  残高の償還期間及び方法

(わが方の了解は3年間、韓国側は  
10年間の無償経済協力からの均等  
控除による償還)

③ 有償経済協力の返済期間

(わが方の了解は20年間、韓国側  
の了解は27年間)

④ 経済協力の具体的な実施方法

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

以上のように請求権問題解決のためには、大平、金了解の基本線はあるにしても、なお、重要かつ困難な問題が残されており、又これらは両国の基本関係や在日韓国人の法的地位とも絡むところが多い。

請求権問題の解決による両国民の経済的権利義務関係の確立なくして円滑な経済関係の樹立も経済協力の実施も期待できないから、今後請求権問題については、なお十分な検討が加えられる必要がある。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

4 漁業協力問題

なお、漁業問題の討議にあたり、韓国側は専管水域及び共同規制水域問題と並び、三本の柱の一として漁業協力問題を主張し、総額114百万ドルの長期低利な特別な漁業借款を、大平、金了解の経済協力の上積みとして要求している。

これに対し、わが方としては、討議の主題である専管水域、共同規制問題について公正妥当な解決が得られることを前提とし、大平、金了解の経済協力（通常の民間信用供与を含む）の枠内として相当額の漁業協力の供与が期待しうるとの態度をとり、現在まで合意にいたっていない。

わが方としては、広く韓国経済の発展を希う見地から、請求権の法律的な支払所要額に拘らず大平、金了解による大巾な経済協力を供与することに踏み切つたのであつて、この供与の他に、国際法上全く容認しがたい李ライン立入りのために何等かの代償を提供する余地はありえないのみならず、万一かゝる外枠を供与するときには、将来種々の名目において大平、金了解以外の経済協力を提供せざるをえない立場になるおそれもあることとなる。